

新庄村教育振興基本計画

令和2年4月

新庄村教育委員会

ごあいさつ

「教育日本一のむら新庄」の実現を目指し、「夢や希望をもち心豊かにたくましく未来を切り拓いていける人材の育成」を基本目標とした、新庄村教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画は、本村の地域性や独自性を持ちながら進むべき方向を明らかにしたもので、学校と家庭・地域が一体となって、共に学び、活かし、生きる喜びが実感できるむら新庄の実現を目指しています。

10年後、新庄村をめぐる教育はどのようなになっているのでしょうか。人口減少や高齢化、グローバル化などに加え、AIの飛躍的な進化など、変化の激しい社会ですが、他者と協働して課題に挑戦し、その解決ができる人材の育成、人づくりが重要となってきます。そのため、教育委員会では、村民の皆様と共に、本計画に基づき、各種施策に全力で取り組んで参ります。引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、教育振興基本計画策定委員の皆様には、本計画の内容等につきまして慎重なる審議の上、貴重なご意見をいただきましたことをお礼申し上げます。

令和2年3月

新庄村教育委員会

教育長 石倉須美江

も く じ

第1章 新庄村教育振興基本計画の策定

1 策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 策定期間	1
4 策定手順	1

第2章 教育を取り巻く社会情勢と新庄村の教育の現状と課題

1 教育を取り巻く社会情勢	3
2 本村の教育の現状と課題	5

第3章 新庄村教育振興基本計画の基本構想

1 基本構想の骨子	8
2 本村が目指す教育	8
3 基本目標	8
4 基本方針	8
5 点検・評価等	11

第4章 新庄村教育振興基本計画の施策の展開

基本方針1 心身ともにたくましい新庄っ子を育てます

施策1 保・小・中を通してふるさと新庄に学び、知徳体の バランスの取れた教育を推進します。	12
施策2 新庄村の人材と資源を活用しながら地域に根ざした 教育を進めます。	15
施策3 家庭や地域の教育力を活かし、郷土愛や道徳心を育 みます。	17

基本方針2 地域ぐるみで子どもを育てる特色ある環境づくりをします

施策4 小中一貫教育を基盤とし、指導力のある優秀な教員 の育成と学力向上につながる教育環境づくりを行い ます。	19
施策5 小中学校の職員室を一本化することにより一貫教育 を充実させ、それに伴って生まれる空き教室の有効 活用を考えます。	21
施策6 村民に安心安全に開放できる学校施設・設備の充実 を図ります。	22

基本方針3 人生100年時代を豊かに生きる生涯学習の振興を図ります

施策7	子どもから大人まで学習やスポーツを通して交流で きる場を提供します。・・・・・・・・・・・・・・・・	24
施策8	地域団体や郷土出身者を活用して文化的な活動を実 施します。・・・・・・・・・・・・・・・・	26
施策9	地域の伝統や文化の維持向上を図るとともにライフ スタイルにあったスポーツの振興を図ります。・・・・・・	27

【資料等】

・用語解説（文中の※）	・・・・・・・・・・・・・・・・	29
・新庄村教育振興基本計画策定委員会設置規則	・・・・・・・・	31
・新庄村教育振興基本計画策定委員会	・・・・・・・・	33

第1章 新庄村教育振興基本計画の策定

1 策定の趣旨

平成18年12月「教育基本法」が改正され、第17条第2項で、地方公共団体においても、国の計画を参酌して地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を策定するよう努めることとされ、岡山県教育委員会においては、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする「第2次岡山県教育振興基本計画」が策定されました。また、文部科学省より「教育振興基本計画」が報告され平成30年6月15日に閣議決定されました。

本村においても、令和2年度を初年度として10年間を展望し、地域性や独自性を持たせながら新庄村の教育が進むべき方向を明らかにし、推進のための計画を村民へ示すことを目的として、「新庄村教育振興基本計画」を策定します。

2 位置付け

○法的な位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画とします。

○本村の上位計画等との関係

平成14年に策定した「新庄村子ども条例」や平成27年度に策定した「新庄村子ども・子育て支援事業計画」に示す教育分野の施策をより具体化するため、新庄村長が新庄村教育委員会と協議・調整し、平成28年2月に定めた「新庄村教育大綱」を指針として策定する新庄村の教育行政における総合計画とします。

3 策定期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

4 策定手順

国（文部科学省）

教育基本法（H18. 12）

【教育の目的】 （教育基本法第1条）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【第3期 教育振興基本計画】 （教育基本法第17条第1項）

第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を

実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものである。

岡山県

第2次岡山県教育振興基本計画（H28. 2）

【基本目標】 「心豊かに、たくましく、未来を拓く人材の育成」

本県教育の基本目標は、岡山県教育大綱において定められており、本計画においては、この基本目標の実現に向けて取組を進めます。

新庄村

新庄村振興計画・総合戦略

【基本理念】

ア 安全で安心に暮らせるむらづくり

イ 豊かな自然を次世代に引き継ぐむらづくり

【将来目標】

ア 将来像

自然豊かなこの地で、心豊かな人材を育むとともに、地域産業を発展させ、みんなが安心して笑顔で暮らせる村を目指します。

【基本方針】 （教育分野）

- ・ 地域文化と心豊かな人を育む村

新庄村子ども条例 新庄っ子「宝」憲章

新庄村教育大綱

新庄村子ども・子育て支援事業計画（「子ども・子育て支援新制度」※1）

新庄村小中一貫教育校設置基本方針

【基本目標】

夢や希望をもち心豊かにたくましく未来を切り拓いていける人材の育成

○夢や目標の実現を目指して努力する人

○ふるさとを愛し活力あるまちを創る人

○知・徳・体の調和のとれた成長をする人

新庄村教育振興基本計画(R2. 4)

○教育基本法第 17条第2項に基づき策定する

○新庄村振興計画を上位計画とする

○新庄村教育大綱を指針とする

○新庄村の地域性や独自性を取り入れた計画とする

○10年間を見据え、前半の5年間で取り組む計画とする

第2章 教育を取り巻く社会情勢と新庄村の教育の現状と課題

1 教育を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢社会の進行と教育の役割

わが国の総人口は、2010年に1億2,806万人でピークとなりましたが、2029年には、1億2,000万人を下回り、2053年には1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になると予測されています。今後10年間で、年少人口は、200万人減少し、老年人口は、400万人増加することが見込まれています。また、今後人口が都市部へ一極集中すると言われており、地方の人口減少は急速に進み、消滅する集落も存在していくと予想されています。

このような人口減少や少子高齢化の進展は、労働力人口の減少や経済規模の縮小などの社会経済・雇用環境への影響だけでなく、子育て・教育環境や生涯学習の在り方にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

そこで、今後活力ある新庄村にするためには、村民全員がお互いのコミュニケーションを大切にしながら、「誰もが住みたいと願う村づくり」をめざす必要があります。それを実行するのは、「人」そのものであると考え、社会に貢献できる人材を教育を通して育成しなくてはなりません。そのために、社会教育環境はもちろんのこと、学校教育環境を充実させていく必要があります。

(2) 高度情報化の急速な進展とこれからの教育

コンピューターの技術革新がすさまじい勢いで進む中で、これまで人間にしかできないと思われていた仕事がロボットなどの機械に代わられようとしています。イギリス・オックスフォード大学の准教授であるマイケル・A・オズボーン氏は、共著「未来の雇用」の中で、今後10年から20年程度で、47%の仕事が自動化される可能性が高いと論述しています。実際、新庄村の田園風景を見回すと、今では農作業は機械化され、田植えも稲刈りも1人ないし2人で行われており、多くの人たちの手作業はほとんど必要なくなりました。今後はセンサーやGPSなどの活用が進み無人農作業機械による耕作や田植え、ドローンによる種蒔きや薬剤散布など、人が機械を操縦することもなく農業をする方法が研究されています。また、全国的に見るとAIやビッグデータを活用した、かつては、考えもしなかった野菜の栽培方法が、今では当たり前のように行われています。農業一つとってもこのように大きな変革がすさまじいスピードで進んでいます。

今の子どもたちの未来は、第1次、第2次、第3次産業であれ仕事の内容そのものが大きく変わろうとしています。そして、会社や工場などは人工知能やビッグデータ等の新しいテクノロジーの導入によって職種も大きな変化をもた

らすと考えられます。そして、今まで存在しなかった職業も10年後に出てくると考えられます。社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）※2の到来がもう目前となっています。

このように社会構造が急速に変革する中で、2030年以降の子どもたちの社会を展望した教育政策を進めていくためには、各種教育政策を今後5年間で着実に推進していく必要があります。人生100年時代、子どもたちは2100年以降まで生き抜くことになります。そのような、長期にわたる未来を展望しようとするとき、技術革新の動向や人々を取り巻く社会環境、そのときの教育の姿を現時点で明確に描ききることには限界があります。しかし、どのような社会になろうともより豊かに生き、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のために貢献できる資質・能力を身につけられるようにしていくことがこれからの教育に求められます。

(3) 地域コミュニティの衰退と郷土愛の希薄化

全国的に人口の流出と少子高齢化の進行、地域経済の低迷などにより、コミュニティ内における世代間の交流機会の減少やつながりの希薄化が進んでおり、地域コミュニティの活力や自治機能の低下が懸念されています。また、地域の伝統・文化や生活に愛着を持ち、活力ある地域を創っていかこうとする地域を愛する気持ちが薄らいでいます。

このため、地域の自然や生活に親しみ、歴史や伝統・文化を学び郷土愛を育てるために教育を基点としたコミュニティの活性化が強く求められています。そして、住民一人ひとりが自治・協働の意識を高め、女性や若者の参画などによる、まちづくり活動の地域リーダーや後継者を育成する必要があります。

(4) 家庭・地域の教育力と規範意識の低下

都市化と過疎化、核家族化などの家族形態の変容、共働きなどライフスタイルの変化等を背景として、家庭や地域の絆が弱まりその教育力が低下しています。このことは、規範意識の低下や、子どもの問題行動や非行の増加にもつながっています。

こうした社会状況において、学校と家庭・地域さらには関係機関が連携し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、心の教育や人権教育の充実、さらには規範意識の醸成等に積極的に取り組むことが重要となっています。

(5) 進路選択と職業観・勤労観の変化

経済・産業の構造的変化や雇用の流動化が進む現代社会において、価値観やライフスタイル、さらには職業観・勤労観が多様化し、若者の就職や進学などの進路に関わる環境は大きく変化し、将来の生き方や生活設計が描きにくくなっています。そして、職業観・勤労観の未熟さや、社会人や職業人としての資質・能力の不十分さが指摘されています。

このような中で、将来の夢や志を持ちそれを実現するために努力することの大切さを学ぶとともに、正しい職業観や勤労観、さらには社会の変化や様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を身に付けることが求められています。

2 本村の教育の現状と課題

(1) 子どもの教育の状況について

ア 本村の学力は、ここ数年の全国及び県学力調査結果から、県内の平均値とほぼ同等の成績で推移しています。落ち着いた学習環境を実現し、集中して授業に取り組むことで成果をあげるように取り組んでいます。

しかし、読解力や活用力には依然課題があり、子ども一人一人に応じた指導やアクティブ・ラーニング※3の推進による学習意欲の向上、家庭と連携した学習習慣の定着等に取り組むことが必要です。また、益々進む社会のグローバル化や高度情報化に対応するため、特に、英語教育や国際理解教育、ICT※4活用力を高めるための情報教育等の充実が求められています。

イ 心の教育については、地域の人材や自然環境、伝統・文化などを生かした教育を進めることにより、豊かな心や郷土愛を育むことに成果を上げています。また、教育活動に参加するボランティア講師の数が年々増え、活動内容も広がりを見せています。

今後、新庄村の歴史や郷土の偉人に関する学習や伝統文化・芸能等の継承活動、地域人材や豊かな自然環境を生かした体験活動や環境教育の充実を図るとともに、子どもたちのまちづくり活動への参画を進めていくことが大切です。また、心を育む道徳授業、生き方を学ぶキャリア教育※5、ボランティア活動等の充実を図ることも重要です。

ウ 健やかな体を育むために、村栄養士と学校栄養教諭が連携・協力し、食育※6の推進に取り組んできました。今後一層、献立の工夫や地産地消の推進、さらには学校、家庭、地域が連携して食育を推進し、村栄養士と学校栄養教諭を中心とした「食」に関する指導の充実を図り、望ましい食習慣の確立が求められています。

また、遊びやスポーツの充実による体力や運動能力の向上に取り組むとともに、家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の定着やメディアコントロール※7などを身に付ける教育を推進することも重要です。

エ 小学校、中学校の生徒指導については、いじめや暴力行為、非行等の問題行動は初期対応で深刻化しておらず、落ち着いた学習環境を実現できています。引き続き、学校と家庭・地域や関係機関との連携強化を進めていくことが重要です。全国的には、スマートフォン等を介したネットいじめやトラブルなどの新たな課題に対応することも求められており、スマホを持つ前の小学校からの未然防止教育を計画的に行う必要があります。

また、いじめ・不登校について組織的な取組ができるような支援体制を構築することが重要です。

(2) 学校の教育環境について

ア 教育効果を上げるためには、教師の指導力を向上させることが重要であると考えます。学校現場が自ら研修や授業研究を進められるように支援してきました。特に岡山県の施策による学校力向上のサポートを有効に活用できるように依頼を続けています。研修会の内容も小学校と中学校の合同研修が計画的に行われるなど工夫が見られます。

今後、特別な教科道徳や小学校の英語、「ふるさと新庄から学ぶ」郷土学習等の指導力やＩＣＴ活用力の向上に重点を置き、教師の支援・補助となる様々な人的配置を充実させることが求められています。

イ 教育環境については、少子化の中で、学校園の小規模化や複式学級化が進み、切磋琢磨したり多様な考えに触れたりすることができにくく、部活動などの集団での教育活動への支障が懸念されています。そうした中で、平成31年4月1日より小学校と中学校の連携を強化した小中一貫教育校へ移行したことは一つの課題解決の方法となっています。

今後、就学前教育を充実することや保育所と小学校の連携を深めて、保育所から小学校、中学校への15年間を見据えた教育の推進が重要となっています。

ウ 学校教育の支援体制については、本村の学校園の特徴である、学校間及び家庭・地域との絆の強さを生かした、地域全体で学校を支える取組が大きな教育効果を上げています。

今後、小中相互乗り入れ授業や合同行事や交流活動等を積極的に進め、小中学校の連携と一貫性のある教育体制を強化するとともに、地域に開かれた学校づくりを進めることが重要です。

また、家庭・地域との連携では、地域学校協働本部事業※8やコミュニティ・スクール※9等の推進により学社融合し家庭や地域の教育力を一層高め、社会全体で子どもの健全育成を図る体制づくりが大切です。

エ 学校施設の整備については、より良い教育環境と安全性を確保するため計画的に施設改修・整備を行い、災害時の緊急避難場所としての整備も進めていきます。

また、新学習指導要領や大学入試改革における新しい教育に対応したり、高度情報化社会の中で児童生徒が主体的に学習したりできるＩＣＴ環境整備を計画的に進めています。

さらに、村民が活用できる学校施設としても考慮し、耐震化やユニバーサルデザイン化、老朽化等に対応した施設改修や防犯対策等の施設整備を進めていく必要があります。

オ 学校給食については、地産地消の推進と安心安全な給食の提供に取り組んでいます。また、学校給食を通して食育の推進に取り組んでいます。

今後、旬の食材を活用した行事食、地域の特色を生かした郷土食など「生きた教材」

となるよう献立を作成し、給食の充実推進と地産地消の積極的推進及び食物アレルギー等に配慮した安心安全な学校給食の提供を図るとともに、学校給食調理場の施設・設備の整備・充実を図ることが求められています。また、運営面について、さらに学校給食調理場の在り方について、保育所を含めた給食の提供について引き続き検討することも必要です。

(3) 生涯学習と文化・スポーツの振興について

ア 生涯学習については、人口減少と高齢化が進む中、新庄村の特性や課題に応じた公民館講座や行事等を企画・運営することが一層求められています。村民の実情やニーズを把握し、実態に応じた活動内容を工夫することが大切です。

また、人権教育・啓発活動の推進による人権意識の高揚と学校・家庭・地域と連携した青少年の健全育成を図ることも重要です。

イ 住民の求めるニーズや住民の交流活動に応じるため、公民館施設や学校施設の特徴と機能を生かして活用することが求められています。また、村民に多様な文化・芸術等の鑑賞機会の提供を行うとともに、各施設の機能を維持・向上させるための改修や整備を一層進めることも重要です。

図書館の蔵書は限られているため県立図書館から借りて入替を行っています。また、村内の団体等と連携し、村内の読書活動や社会教育活動の活性化を図ることが求められています。

ウ 文化財や伝統文化・芸能の保護・保存については、がいせん桜通りや木代邸などの文化遺産、傘踊りや新庄よいとこ、盆踊りなどの伝統芸能等の保護・保存に努めるとともに、地域の文化・芸術諸団体の活動支援を中心に、地域の伝統や文化の維持向上を図ってきました。

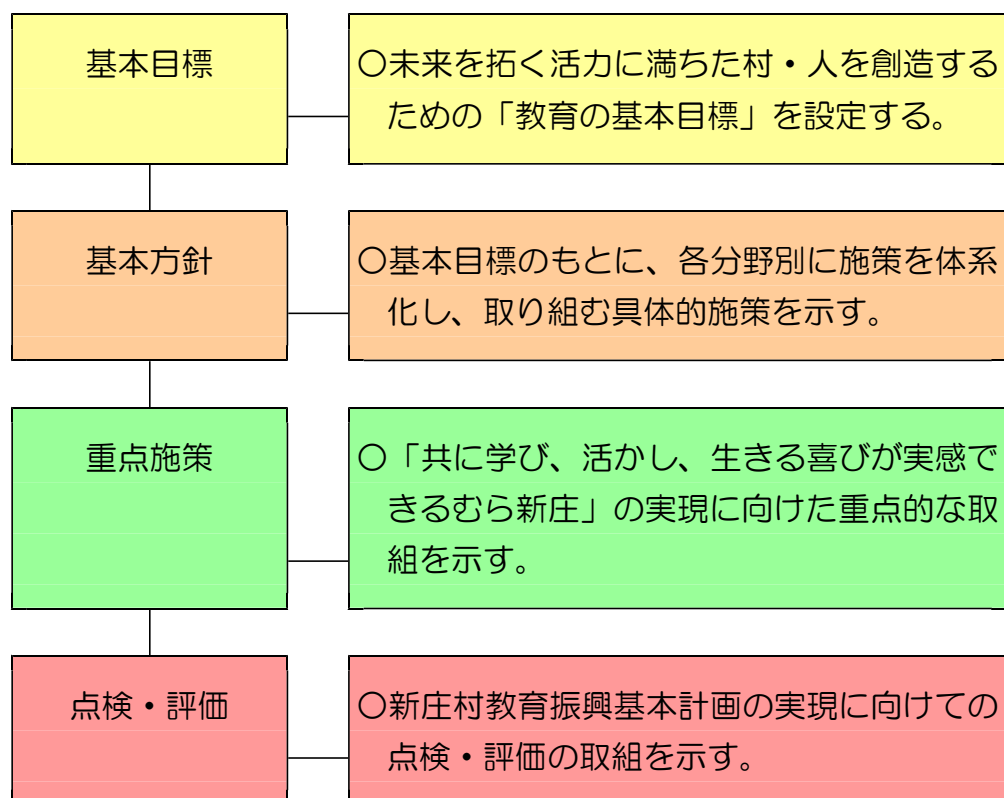
今後より一層、新庄の文化遺産や伝統芸能等の保護・保存を計画的に進め、その価値や意義を学び、後世に伝える活動を支援することが重要です。また、それらを産業振興等に有効活用する取組が求められています。

エ スポーツの振興については、子どものスポーツ活動や指導者の育成、また、地域における生涯スポーツ拠点施設の整備、老朽化した施設や設備の改築・改修が必要となっています。

オ 広域的なスポーツ交流については、スポーツチャレンジデーへの村民の参加やトレイルラン大会を開催することで交流人口の増加が図られています。

第3章 新庄村教育振興基本計画の基本構想

1 基本構想の骨子



2 本村が目指す教育

○ “未来に生きる力”を育むために、一人一人の個性と可能性を伸ばし、人として自立し、新たな課題に立ち向かい、たくましく生きることができるよう、発達段階に応じた質の高い教育を進めます。

◆子どもたちに、“未来に生きる力”の要素である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成し、自己の個性や可能性を最大限に発揮し、変化の激しいこれからの社会に対応し、自立した一人の人間として主体的に判断し、新たな課題に立ち向かうことのできるたくましく生き抜く力を育てるために、就学前から小・中学校までの各段階の学校教育の充実と質の向上を図ります。

○生まれ育ったふるさとを愛し誇りに思い、世代を超えて一緒になって地域活動やむらづくり活動に主体的に参画し、地域の発展に貢献できる人材を育てるために、ふるさと新庄に学ぶ教育を積極的に進めます。

◆新庄のすばらしい歴史や伝統文化や芸能等を学び伝える活動や、地域人材や豊かな自然環境を生かした体験活動・ボランティア活動や環境教育の充実を図り、地域の特性を理解し、ふるさとを大切に思いその発展のためのむらづくり活動へ積極的に参画することのできる人材を育てます。

○家庭や地域の教育力を高め、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携して地域社会全体で子どもを育む教育を進めます。

◆家庭や地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が連携・協力し地域コミュニティの絆を強め、子どもの基本的な生活習慣の定着と、道徳性や規範意識の向上を図るとともに、安心安全なむらづくりを進め、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

○文化やスポーツの振興を図り、生涯にわたって自ら学び、高めるとともに、その成果を生かすことができる教育環境づくりを進めます。

◆いつでも、どこでも、誰でも、地域のすばらしい伝統・文化や優れた芸術に触れたり、スポーツに親しんだりすることのできる機会を積極的に提供し、「学びとスポーツの輪」を広げます。そして、その成果を地域社会のために生かし、生きる喜びが実感できる地域づくりを進めます。

3 基本目標

夢や希望をもち心豊かにたくましく

未来を切り拓いていける人材の育成

○夢や目標の実現を目指して努力する人

○ふるさとを愛し活力あるむらを創る人

○知・徳・体の調和のとれた成長をする人

◆新庄の未来を拓く原動力は、“人づくり”にあり、“生きる力”の要素である、知＝「確かな学力」と徳＝「豊かな心」、体＝「健やかな体」を調和よく身に付けた人を育てます。また、大きな志を持って夢や目標を実現するために精一杯努力するとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、その発展に積極的に参画・貢献できる人材を育成します。

4 基本方針

(1) 心身ともにたくましい新庄っ子を育てます。

- ①就学前教育の充実を図ります
- ②確かな学力の向上を図ります
- ③道徳教育を充実させ豊かな心を育みます
- ④ふるさと新庄に学び郷土愛を育みます
- ⑤健やかな体を育てます

◆就学前教育から学校教育まで一貫した教育により、確かな学力や豊かな心、健やかな体など、たくましく生きる力を育むとともに、子どもたちが自立し、生涯にわたって学び続ける基礎となる力や、社会の一員として積極的に社会の発展に貢献できる力を育みます。

(2) 地域ぐるみで子どもを育てる特色ある環境づくりをします。

- ① 教師の指導力を高め人的環境を整えます
- ② 小中一貫教育の充実を図ります
- ③ 学校支援体制の充実を図ります
- ④ 学校施設・設備の充実を図ります
- ⑤ 学校給食の充実を図ります

◆教職員の資質向上と学校の課題に応じた人的配置を図り、人的環境を整えるとともに、より良い教育環境づくりや安心安全の確保のため学校施設の改修・整備を進め、物的環境を整えます。また、家庭・地域の教育力を高め、地域全体で子どもを育てる体制を整えます。

(3) 人生100年時代を豊かに生きる生涯学習の振興を図ります。

- ① 生涯学習の振興を図ります
- ② 社会教育施設の充実と活用を図ります
- ③ 地域の伝統や文化の維持向上を図ります
- ④ スポーツの振興を図ります

◆地域の特性や住民ニーズに応じた、生涯学習やスポーツに親しむ機会を提供し、その成果を自己の成長と地域の活性化に生かし、生きる喜びが実感できる地域づくりをめざします。また、地域の文化遺産や伝統・文化の保護・保存と活用、芸術・文化の振興を図るとともに、スポーツの振興を図ります。

5 点検・評価等

(1) 点検と評価

教育委員会では、「新庄村教育振興基本計画」を基に、毎年、重点的に取り組んだ事業（教育行政重点施策）の執行状況等について自ら点検及び評価を行います。その結果について評価委員から意見をいただいた後、報告書を作成し、議会へ提出するとともに、村民へ公表します。

(2) 計画の見直し

現代における社会情勢の変化はめまぐるしく、それに伴い、教育を取り巻く課題も年々変化しています。

そうした社会の変化に適切に対応するため、計画の期間内であっても必要であれば計画内容の見直しを行うものとします。

第4章 新庄村教育振興基本計画の施策の展開

基本方針1

心身ともにたくましい新庄っ子を育てます。

施策1 保・小・中を通してふるさと新庄に学び、知徳体のバランスの取れた教育を推進します。

背景

- ・就学前教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国においては、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとし、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本村においても、乳幼児の保護者の子育て支援を一層進めることが求められています。
- ・本村では、質の高い就学前教育を推進し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ることが求められています。
- ・夢と志を持って、可能性に挑戦するために必要な力を身につけ、村を拠点に活躍したり日本あるいは世界で活躍したりする人材を育成するためには確かな学力を身につけることが重要になります。そのために子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。教師が単に知識を伝えるような古い教育から脱却し、問題解決学習、体験学習、探求的学習などを取り入れたアクティブ・ラーニングを積極的に推進し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進やカリキュラムマネジメント※10の確立が求められます。
- ・本村の学力の状況については、全国学力・学習状況調査の結果から、小学校、中学校共に県内の平均とほぼ同様の傾向を示しています。また、落ち着いた学習環境を実現し、集中して授業に取り組むことができます。しかし、読解力や活用力には依然課題があり、子ども一人一人に応じた指導や家庭と連携した学習習慣の定着等に取り組むことが必要です。
- ・益々進む社会のグローバル化や高度情報化に対応するため、特に、英語教育や国際理解教育、ICT活用力を高めるための情報教育等の充実が求められています。
- ・読書活動については、県立図書館の利用や公民館・民間団体との連携により、授業での活用や読み聞かせ活動の充実を図り、学力の基礎となる読む力や考える力を育てることが大切です。
- ・子どもの体力は、長期的に低下もしくは停滞傾向にあり、生涯にわたって運動に親しむ資質能力の育成が求められています。
- ・子どもの健康に係る問題が多様化している現状を踏まえ、子どもの基本的生活習慣

の定着や健康な体の育成のために、家庭と学校が連携した健康・体力づくりが求められています。また、0歳から10歳の間に育成されると研究されている非認知能力※11についても家庭と学校と保育所の連携が重要となります。

- ・一人一人のニーズにあった適切な支援や教育上の特別な支援を含めた体制の整備を進めることが大切です。

施策の方向性と評価指標 （今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●保小接続カリキュラム ※12の実施や幼児と児童が関わる機会を多くし保育所と小学校の連携を強化します。	○保小接続カリキュラムの作成・実施 ○幼児と児童の年間交流プラン作成・実施 ○親育ち応援学習プログラムの実施 ○保育所を含めた給食センター整備の検討 ○保育所の小学校体育館・校庭利用による幼少期からの調整力・運動能力・体力の向上
●相互乗り入れ授業、合同行事、職員研修を計画的に実施し小中一貫教育校としてより充実させます。	○小中をつなぐ教育課程の作成とカリキュラム・マネジメントの実施 ○小学校高学年の教科担任制定着 ○小学校教員の中学生学力向上支援 ○小中合同行事における学年別評価基準作成 ○小中合同授業研究の開催 ○研究成果の村外への公開
●基礎学力の徹底は基より情報活用能力や英語力などこれから身につけさせたい学力の育成を図ります。	○一人一人に応じた学力向上プログラムの実施 ○家庭学習習慣の定着に向けた取組 ○プログラミング学習や通常授業でのICT活用による情報活用能力育成 ○ALT※13（ネイティブスピーカー）の保育所から中学校までの活用 ○英語検定、漢字検定、算数・数学検定の受検補助 ○英会話教室による英語能力アップ支援 ○子どもの読書活動の推進
●「目標に向かってがんばる」「人と上手に交わる」「自分の心をコントロールする」などの非認知能力を育みます。	○「0歳から10歳までににつけたい非認知能力表」の作成・啓発 ○家庭と学校が協力した基本的生活習慣の育成 ○「保小中で身につけたい生活習慣表」の作成・啓発 ○子育てを支援するセミナーや講演会の開催

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
児童生徒アンケート項目「学校へ行くのが楽しい」に対し「A：そう思う」と回答した割合	小学校 69% 中学校 63%	小学校 90% 中学校 90%
児童生徒アンケート項目「授業は、分かりやすく楽しい」に対し「A：そう思う」と回答した割合	小学校 60% 中学校 79% ※中は10教科平均	小学校 85% 中学校 85%
児童生徒アンケート項目「学年に応じた家庭学習時間に取り組んでいる」に対し「A：そう思う」と回答した割合	小学校 48% 中学校 42%	小学校 70% 中学校 65%
中学校卒業時 英語検定3級以上の取得率 (中学校卒業程度)	40%	90%以上

* アンケートは、児童・生徒・保護者に毎年実施する学校評価アンケートを使用します。
アンケートの回答は、A B（肯定的）、C D（否定的）の4段階に分かれています。



小学校体験入学



I C T 機器を使った授業



6年生英語の乗り入れ授業
英語ボランティア

施策2 新庄村の人材と資源を活用し、地域に根ざした教育を進めます。

背景

- ・ふるさとの自然、文化、伝統、福祉、未来等を題材にして、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする地域に根ざした教育が求められています。
- ・学校教育に幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指す必要があります。
- ・正しい職業観・勤労観を身に付けるとともに、夢や志を持ち、自己の在り方や生き方を学ぶキャリア教育、体験活動・ボランティア活動等の充実を図ることも重要です。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
● 幼児教育・義務教育を通し新庄の歴史、文化、未来を考える『ふるさと新庄学』を実践し地域に根ざした教育を進めます。	○『ふるさと新庄学』のカリキュラム・マネジメント作成 ○合同学習発表会でのふるさと学習成果発表 ○中学生による村への提案発表や実践活動
● 村民と学校との協働関係を拡充し新庄村の人材と資源を活用していきます。	○地域学校協働本部事業に関わるボランティアの登録者の増員 ○小中学校の授業におけるボランティア活用

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
児童生徒アンケート項目「『ふるさと新庄学』には、とても楽しく取り組んでいる。やりがいがある。」に対し「A：そう思う」と回答した割合	小学校 79% 中学校 89%	小学校 90% 中学校 95%
保護者アンケート項目「学校は、『ふるさと新庄学』など、(小中	小学校 57% 中学校 50%	小学校 80% 中学校 70%

一貫して) 体験的・探求的な学習活動の充実に取り組んでいる」に対し「A：そう思う」と回答した割合



いいそない



村職員への提案発表

施策3 家庭や地域の教育力を活かし、郷土愛や道徳心を育みます。

背景

- ・「教育を通して人づくり」に積極的に参画してもらう仕組みとしてコミュニティ・スクールを導入しています。今後は、家庭や地域の声を大切にしながら、『ふるさと新庄学』を基盤にして子どもたちが地域に積極的に出かけ、地域の人とのつながりを深め、地域ぐるみで子どもを育てる支援体制を構築することが求められます。
- ・子どもの規範意識を高め、道徳心や豊かな心を育てるために、家庭や地域の教育力が大きな役割を果たしています。特に、家庭との連携を密にして子どもに基本的な生活習慣を幼児期や小学校低・中学年期までに育成しておくことが重要視されています。
- ・新庄村には、先人たちが築き上げ、後世に受け継ぐべきすばらしい歴史や伝統・文化、そして、豊かで美しい自然とそれを活かした産業があります。それらに関心をもって学び、ふるさとを理解し大切にする心と態度を育てることが求められます。また、地域の資源や人材を学習活動に積極的に活用することは、子どもと地域住民の絆を深め、子どもたちに豊かな心を育むことにつながります。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
● 『ふるさと新庄学』、『家庭学習がんばり週間』、『行事や文化活動』などで家庭や地域の教育力を活かし、郷土愛や道徳心を育みます。	○ 『ふるさと新庄学』における村民との交流学習の実施 ○ 『家庭学習がんばり週間』による家庭教育力活用 ○ 伝統行事や文化活動に興味を持ち積極的に参加する取組

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
児童生徒アンケート項目「「家庭学習がんばり週間」には、自分で決めためあてが守れている。」に対し「A：そう思う」と回答した割合	小学校 40% 中学校 53%	小学校 70% 中学校 70%
保護者アンケート項目「学校は、地域と連携・協力した教育をして	小学校 43% 中学校 56%	小学校 70% 中学校 70%

いる。」に対し「A：そう思う」 と回答した割合		
----------------------------	--	--



がいせん桜祭り



盆踊り

基本方針2

地域ぐるみで子どもを育てる特色ある環境づくりをします。

施策4 小中一貫教育を基盤とし、指導力のある優秀な教員の育成と学力向上につながる教育環境づくりを行います。

背景

- ・教育効果を上げるためには、教師の指導力を向上させることが重要であると考えます。以前から小学校と中学校の研修を合同で行い授業研究の充実を図ってきました。小中一貫教育校として開校するにあたり合同研修、研究授業の回数、外部講師を活用する機会が増えました。また、先進校視察や研修会への参加者も年々増加しており、一層の充実が求められます。
- ・今後、特別な教科道徳や小学校の英語、プログラミング学習、ふるさと新庄学から学ぶ郷土学習等の指導力やICT活用力の向上に重点を置き、県教育センターや教育事務所と連携し職員研修や授業研究の内容を充実させるとともに、教師の支援・補助となる様々な人的配置を充実することが求められます。
- ・子どもたちに質の高い教育環境を提供するためには、学習指導要領等に示された指導内容を踏まえて、ICT環境やICT教材の整備充実が必要です。現在、タブレット端末が児童生徒と教師に配備されていますが、今後学習ツールとして授業に有効活用することが求められており、導入・整備を計画的に進めるだけでなく児童生徒や教員の情報活用能力の育成が重要です。

施策の方向性と評価指標 （今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
● 小学校と中学校の新学習指導要領に準拠した学習が円滑に実施できるための人的環境や教育環境を整えます。	○ 学習支援員の配置 ○ ICT活用環境の拡充（デジタル教科書、遠隔授業、一人一台タブレット使用） ○ 校務支援システムの構築 ○ プログラミング教育、総合的な学習における民間機関との連携 ○ 学校と家庭を結ぶネットワーク環境づくり ○ 県の教育関係機関との連携
● 小中一貫教育の課題と成果を毎年検証し改善に努めます。	○ 外部講師を招聘した小中合同研修会の開催 ○ 学校評価に小中一貫教育の項目を導入 ○ 村内外から評価を得るための公開研究発表会の開催 ○ 新庄学園ホームページによる情報発信

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
タブレット台数	小中学校 1クラス1人1台	小高学年1人1台 中学生1人1台
外部講師を招聘した小中合同研修会の開催（大学教授等、県指導主事）	7回	10回
公開研究発表会	指定開催	毎年自主開催



公開研究授業



小中合同研修

施策5 小中学校の職員室を一本化することにより一貫教育を充実させ、それに伴って生まれる空き教室の有効活用を考えます。

背景

- ・小中一貫教育校としてより効果的・効率的に教育課程を推進するためには小学校と中学校の職員が協働しやすい環境が必要となります。職員室が別々に存在することで教職員の業務連携に支障が生じています。小中学校が施設一体型であることを活用して職員室を一本化することで様々な利点が考えられます。
- ・職員室を一本化することで小学校管理棟に空き教室が生じます。また、小学校と中学校の特別教室を再配置することで児童生徒が学習や生活をしやすい環境も構築できます。
- ・空き教室を村民や保育所に有効活用していくことで「地域とともにある学校」として学校を核とした地域づくりを進めることが求められます。

施策の方向性と評価指標 （今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●小中学校の職員室を一つにすることで効果的・効果的な学校組織運営を行います。	○小中学校の職員室を1箇所を設置 ○教室の再配置による教育課程の作成 ○学校施設設備管理方法の再構築
●小学校の体育館を保育所が活用するなど幼児・児童・生徒に効果的な学習環境・生活環境を提供するために空き教室の有効活用を考えます。	○小学校体育館の保育所利用計画作成 ○幼児・児童・生徒の交流計画の作成

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
職員室	小学校 1 中学校 1	職員室一本化
保育所の小学校施設使用	未設定	施設活用計画作成

施策6 村民に安心安全に開放できる学校施設・設備の充実を図ります。

背景

- 学校と家庭・地域が連携し、地域学校協働本部事業やコミュニティ・スクール等の推進により、学社融合して家庭や地域の教育力を一層高め、社会全体で子どもの健全育成を図る体制づくりと場づくりが必要となっています。そして「地域とともにある学校」となるために、職員室が一本化されることで生まれる空き教室を利用して、村民が気軽に学校施設を活用できるようにする必要があります。
- 子どもが、安心して学び、安全に生活する場であるとともに、災害時の緊急避難場所としての役割を果たす学校教育施設に対して、引き続き、耐震化や耐震対策、緊急度に応じて、適宜必要な改修や大規模改修等が必要になっています。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
● 安心安全に開放できる施設設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を行います。	○ 玄関等へのスロープ設置など段差の解消 ○ 小学校体育館の階段昇降機の設置 ○ 外部利用者の多い玄関・廊下・トイレへの手すり設置・トイレ洋式化 ○ 空き教室開放のための利用マニュアル作成

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	○箇所	スロープ設置 小学校玄関 小学校北側入口 中学校裏口 手すり設置 校舎棟1階トイレ 小管理棟トイレ 階段昇降機設置 小学校体育館階段 トイレ洋式化



小学校玄関のスロープ設置



体育館階段の昇降機設置



トイレの手すり設置・洋式化

基本方針3

人生100年時代を豊かに生きる生涯学習の振興を図ります。

施策7 子どもから大人まで学習やスポーツを通して交流できる場を提供します。

背景

- ・少年非行や問題行動、さらには不登校やひきこもりが社会問題となっています。村民が学校に気軽に足を運び、子どもたちと交流できる場を学校に設定することで、青少年の健全育成を図ることが可能となります。
- ・図書館については、読書活動推進、交流の場として、また、郷土資料や書籍の保存等の機能を併せ持つ、生涯学習の拠点施設としての役割が期待されています。
- ・子どもの読書活動の推進については、学校・家庭・地域が相互に連携し、読書環境を整備し、読書活動の一層の充実を図る必要があります。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●学校の空き教室を開放して村民が学校への訪問を頻繁にできるようになります。	○スマイルサロン等の教室を学校の空き教室で開催 ○村民が集まるいこいの場の提供
●学校教育活動や社会教育活動を活用して子どもと村民が交流できる場や機会の提供をします。	○タブレットやパソコンの使用方法を学ぶ教室開催 ○音楽で日本伝統楽器（三味線等）と合同合奏 ○図画工作や美術の授業への受講 ○火災時の避難訓練や救急法の共同開催
●学校や公民館の図書館をつなげ村民に『いこいの場』を提供します。	○小学校・中学校・公民館の図書館のネットワーク化 ○ネットワーク化した図書 of 村民への貸出 ○小学校・中学校・公民館での図書の閲覧

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
村内団体使用回数	0回	月1回
子どもと村民の交流授業・交流 行事回数	0回	学期2回
図書館のネットワーク化	未設定	ネットワーク化 の完成
公民館利用人数	延べ約5000人	延べ約6000人

施策8 地域団体や郷土出身者を活用して文化的な活動を実施します。

背景

- ・複雑多様化する地域課題や学習ニーズへ対応するため、学びによる人づくり、地域づくりにつながる社会教育、公民館講座や研修会の開催が求められています。
- ・生活意識や価値観の多様化による文化、芸術に対する関心や期待に応えられる、魅力ある展覧会や鑑賞会の開催など幅広い文化・芸術の振興が求められています。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●放課後子ども教室、読み聞かせ等の規範意識や豊かな感性を育む活動を実施します。	○放課後子ども教室の実施 ○沢塾（公営塾）と学校との個に応じた指導の連携 ○英会話教室の実施 ○読み聞かせによる学校への出前教室実施 ○映画会の実施
●郷土出身者による芸術活動や文化的な活動を村民を対象に実施します。	○陶芸教室の開催 ○写真教室の開催 ○生涯学習のつどいの開催 ○ふるさと文化祭の開催



読み聞かせ



星空映画会

施策9 地域の伝統や文化の維持向上を図るとともにライフスタイルにあったスポーツの振興を図ります。

背景

- ・本村に残る貴重な文化遺産や伝統芸能、自然の価値を深く理解し継承するとともに、大切な財産として保護・保存し、次世代へ伝えていく必要があります。
- ・社会・経済環境の変化に伴って歴史的風致が失われている中、歴史的町並みを形成する景観を保全するため、地域と一体となって歴史的建造物の保存修理や修景を行っていくことが重要となっています。
- ・人生100年時代を迎え、健康年齢を高める取組の必要性が言われています。いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむことのできる機会の提供が求められます。
- ・子どものスポーツ活動は、少子化により地域や種目など活動に偏りが生じています。また、指導員の世代交代による養成が必要になっています。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
● 伝統や文化の維持向上を図り新庄の魅力を高めます。	○文化遺産や伝統芸能の保護・保存とデジタルアーカイブ化の検討 ○社会教育施設・文化施設の整備と管理
● 子どもから高齢者までそれぞれのライフスタイルにあったスポーツの運営補助や指導者の育成に当たります。	○村民運動会の開催 ○スポーツチャレンジデーの実施 ○新春ジョギング大会の開催 ○地域人材の育成 ○子どものスポーツ活動の運営補助や指導者の育成 ○体育館の活用促進

評 価 指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
アーカイブ化をするリスト作成	なし	リストの完成
スポーツチャレンジデーの参加率	103%	毎年100%超
ジュニアスポーツ加入率	57%	80%



村民運動会



チャレンジデー

○用語解説

1 子ども・子育て支援新制度（P.2）

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

2 超スマート社会（Society5.0）（P.4）

政府の総合科学技術・イノベーション会議で検討された2016年度から5年間の科学技術政策の基本指針。この基本指針を第5期科学技術基本計画といい、その中でソサエティー5.0について、「狩猟、農耕、工業、情報社会に続く、人間中心の社会をつくり、データと技術が統合された暮らしやすい社会を目指す」ということが説明されている。

3 アクティブ・ラーニング（P.5）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、問題解決学習、体験学習、探求的学習など、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた学習法。グループ・ディスカッションやディベート等も有効な方法。

4 ICT（情報通信技術）（P.5）

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、コンピュータなどの情報に関わる機械や器具を用いた情報を保存、加工、伝送する技術。

5 キャリア教育（P.5）

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

6 食育（P.5）

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる能力を育てる教育。

7 メディアコントロール（P.5）

スマートフォンやゲーム等の普及により、睡眠不足や生活リズムの乱れなどが問題となり、電子メディアの利用時間を決め、コントロールすることで、生活リズムを改善し、家族との触れ合いを増やすことを目的とした取り組み。

8 地域学校協働本部事業 (P.6)

学校や公民館等に「学校支援地域本部」を設置し、学校と地域の調整役を担うコーディネーターを配置して、地域住民が学校支援ボランティアとして学校教育活動の支援を行う文部科学省の推進事業。

9 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） (P.6)

学校と保護者や地域住民で「学校運営協議会」を組織し、学校運営に地域の意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進める制度で、学校運営の基本方針の承認や、教育活動への意見具申等の取り組み。

10 カリキュラムマネジメント (P.12)

各学校が学校教育目標を立て、子どもたちに育みたい力を明確にし、これを実現するために教科間の連携を図りながら教育活動に臨むこと。また、教育課程の計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）を行っていき、質的向上を図っていくこと。

11 非認知能力 (P.13)

非認知能力とは、例えば、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力など。数がわかる、字が書けるなど、IQなどで測れる力を「認知能力」と呼ぶ一方で、IQなどで測れない内面の力を「非認知能力」と呼ぶ。

12 保小接続カリキュラム (P.13)

県教育委員会が、幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園での教育・保育）と小学校教育を円滑に接続し、接続期に育てたい「3つの力（生活する力・人とかかわる力・学ぶ力）」を育成する取組を推進するため「保幼小接続スタンダード」を作成した。このスタンダードを活用して、保幼小の交流の一層の促進を図るため、平成30年度を目途に、小学校区単位で作成を目指した「接続カリキュラム」。

13 ALT（外国語指導助手） (P.13)

Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人の指導助手。国が87年から実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業」(通称・JETプログラム)が代表的。

○新庄村教育振興基本計画策定委員会設置規則

平成 30 年 2 月 26 日

教委告示第 3 号

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、本村における教育振興のための施策に関する計画を定めるため、新庄村教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、新庄村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、新庄村教育振興基本計画の策定に関し、必要な審議、検討を行い、答申を行うものとする。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保護者を代表する者
- （3）教育関係者
- （4）各種団体を代表する者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、基本計画の策定が完了するまでの間とする。ただし、任期に定めがある役職に就いている委員がその職を辞し、欠員が生じたときは直ちに委員を補充することとする。その任期は前任者の残任期間とする。

（組織）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかれる会議は、教育長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議は原則公開とする。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、新庄村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第6号)の規定により支給する。ただし、常勤の県及び新庄村職員のうちから委嘱又は任命された委員については、支給しないものとする。

(事務)

第7条 策定委員会の事務は、教育委員会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○新庄村教育振興基本計画策定委員会

新庄村教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	選出区分	氏 名 ◎：委員長 ○：副委員長	役 職
1	学識経験者		〇〇大学〇〇科教授
2	保護者代表	藤井 教司	新庄学園PTA代表（小学校）
3	保護者代表	竹本 貴志	新庄学園PTA代表（中学校）
4	保護者代表	三船 裕美	新庄村保育所保護者代表
5	教育関係者	◎ 原田 寛治	新庄村立新庄小学校校長
6	教育関係者	○ 柴原 克彦	新庄村立新庄中学校校長
7	教育関係者	山田 佳子	新庄村保育所係長
8	各種団体代表者	山中 廣泰	新庄村スポーツ推進委員
9	各種団体代表者	金盛 啓子	風の子文庫
1 0	村議会議員代表	清川 秀夫	新庄村議会教育担当
1 1	事務局	石倉 須美江	新庄村教育委員会教育長
1 2	事務局	山田 幸紀	新庄村教育委員会教育課長
1 3	事務局	行安 克昌	新庄村教育委員会指導主事

新庄村教育振興基本計画策定委員会の開催内容等

	開催期日	検 討 内 容
第1回	令和元年7月9日（月） 14:00～	・設置要綱。 策定方針 ・国の第3期教育振興基本計画、県の教育振興基本計画、新庄村振興計画、新庄村教育大綱の概要
第2回	令和元年8月9日（金） 14:00～	・新庄村の教育について意見交換
第3回	令和元年9月12日（木） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画素案検討 ・学識経験者講話
第4回	令和元年10月21日（月） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画の最終案作成
第5回	令和元年11月12日（火） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画の最終検討
第6回	令和元年12月10日（火） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画の最終検討
第7回	令和2年1月17日（金） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画の最終検討